



今後メールでの配信をご希望の方、または配信停止をご希望の方は大変お手数ですが弊社担当者までお知らせください。

令和4年度税制改正大綱(資産税関連)

令和4年度税制改正大綱における資産税関連の主な改正につき、今回は財産債務調書制度について解説します。

制度概要

財産債務調書制度とは、所得税の確定申告書の提出義務者で、その年分の退職所得を除く各種所得の合計額が2,000万円を超え、かつ、その年の12月31日において、その価額の合計額が3億円以上の財産又はその価額の合計額が1億円以上の有価証券等を有する場合には、その財産の種類、数量及び価格並びに債務の金額その他必要な事項を記載した財産債務調書を、その年の翌年の3月15日までに所得税の納税地の所轄税務署に提出しなければなりません。

財産債務調書制度(見直し)

改正前は所得が2,000万円以下であれば、仮に高額な資産を所有していたとしても財産債務調書の提出は必要ありませんでしたが、課税当局において所得2,000万円以下の高額な資産保有者の資産の異動状況等が十分に把握できないことが問題視されていたため、今回の改正では現行の提出義務者に加え、所得基準にかかわらず総資産が10億円以上である者が追加されました。

(1)提出義務者 (○提出必要、×提出不要)

※所得の合計額 (所得基準)	※総資産(財産基準)			
	3億円未満		3億円以上	【改正により追加】 10億円以上
	(有価証券等) 1億円未満	(有価証券等) 1億円以上		
2,000万円超	×	○	○	○
2,000万円以下		×	×	

※所得の合計額(所得基準)

①退職所得金額は含めません。

②申告分離課税の所得(不動産や有価証券を売却した際の所得)を含むため、通常は所得基準を満たさない場合(所得の合計額2,000万円以下)でも、不動産を売却した年だけ所得基準を満たすことがあるため注意が必要です。

③申告不要を選択した特定口座(源泉徴収選択口座)内における所得金額は含めませんが、申告を選択した場合は含めます。

※総資産(財産基準)

- ①総資産は、債務を控除する前の資産の総額です。
- ②国内財産のほか、国外財産も含めます。
- ③所得基準とは異なり、申告不要を選択できる特定口座(源泉徴収選択口座)の有価証券も含めます。

前記(1)の提出義務者の範囲が拡大された一方で、下記(2)の提出期限と下記(4)の記載内容(記載省略財産)の範囲については緩和されました。

	改正前	改正後
(2) 提出期限	翌年の3月15日	翌年の6月30日
(3) 提出期限後の提出	税務調査があったことにより更生又は決定があるべきことを予知してされたものでないときは、提出期限内に提出されたものとみなす ➡ 過少申告加算税等の特例適用可 (加算税の特例措置①を参照)	税務調査通知前に提出されたものである場合に限り、提出期限内に提出されたものとみなす ➡ 過少申告加算税等の特例適用可 (加算税の特例措置①を参照)
(4) 記載内容	取得価額100万円未満の 家庭用財産(現金・美術品等を除く)は、 記載の省略可	・取得価額300万円未満の 家庭用財産(現金・美術品等を除く)は、 記載の省略可 ・その他、記載事項について運用上の 見直しを行う

【適用時期】

- (1)(2)(4)は、令和5年分以後の財産債務調書に適用
- (3)は、令和6年1月1日以後提出の財産債務調書に適用

【加算税の特例措置】

- ① 財産債務調書を提出期限内に提出した場合は、当該提出期限内に提出した財産債務調書に記載した財産債務に関する所得税や相続税に申告漏れがあった場合でも、その申告漏れに係る部分の過少申告加算税等が5%軽減されます。
- ② 反対に財産債務調書を提出期限内に提出していない場合又は提出された財産債務調書に記載すべき財産債務の記載がない等の場合で、その財産債務に関する所得税に申告漏れがあった場合には、その申告漏れに係る部分の過少申告加算税等が5%加重されます。
(相続税及び死亡した者に係る所得税については適用なし)

(担当:福田)